

各高齢者福祉施設 施設長 様

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課
介護基盤整備グループ

令和3年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の
実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を
賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリ
ンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のため
の5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、耐震化改修のほか、非
常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるプロッ
ク塀等の改修等を支援しているところです。

つきましては、下記のとおり、協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、
積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

別紙のとおり

2. 提出資料

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」（別添1）

- ① 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ② 高齢者施設等の水害対策強化事業
- ③ 高齢者施設等の給水設備整備事業

上記に関係する以下の資料を付すこと。

- ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- イ. 見積書（工事請負業者等の見積を複数（3者）提出すること）

(2) 「整備計画一覧表」（別添2）※該当する事業分のみ

(3) 施設が災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在することを示す資料

※水害対策強化事業を実施する場合のみ提出

(施設が所在するすべての該当区域分を提出すること。また、どの区域に該当するのかわかるようにすること。)

3. 提出先

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課 介護基盤整備 G 黒澤

4. 提出方法・部数

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」(別添1)・・・電子媒体

(2) 平面図、位置図、写真及び見積書・・・紙媒体3部

(3) 「整備計画一覧表」(別添2)・・・電子媒体

(4) 災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在することを示す資料・・・紙媒体3部

5. 提出期限

令和3年5月19日(水)

6. 留意事項

(予算関係)

- ・ 協議額に関しましては、予算の範囲内となりますので、要望量により調整させていただくことがありますので、ご了承願います。
- ・ 非常用自家発電設備整備事業及び水害対策強化事業については、予算の都合上、令和3年度中に事業を完了する必要がありますのでご留意願います。

【照会及び提出先】

〒310-8555

水戸市笠原町 978-6

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護基盤整備グループ 黒澤

電話：029-301-3321

e-mail：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp